



天井に感知器など(自動火災警報器設備、スプリンクラー設備)が設置されている共同住宅は対象外です。

## 悪質な訪問販売にご注意を!

火災警報器などの設置義務化を良い機会として、不適切な価格による販売や無理強い販売を行う業者にご注意ください。

被害に遭われている多くは高齢者で、特に一人暮らしの方を狙った訪問販売や、電話で勧誘し、商品購入やサービスへの契約を迫られるケースが発生しています。また、あたかも消防職員のような服装や言動で訪問し、勧誘する業者もいます。

市町村職員や消防署員、消防団が一般住宅を訪問し、火災警報器などを販売したり特定の業者に販売を委託したりすることはありません。  
住宅用火災警報器は、購入後の無条件解約の申し出(クーリングオフ)の対象となっていますので、「おかしいな」と思ったらすぐに解約してください。

問い合わせ

住宅用火災警報器相談室

(財団法人日本消防設備安全センター)

☎0120-565-911

**寝室**  
就寝に使用する部屋に設置します。

**子ども部屋**  
子ども部屋でも就寝に使用する場合は設置が必要です。

**階段**  
就寝に使用する部屋がある階の階段の踊り場(天井または壁面)に設置します。

**台所**  
台所に設置します。コンロの上部では、調理時に大量の煙や湯気が発生し、火災でもないので警報音が鳴ることがあります。こ

のような場合は、煙式に代えて、熱式の火災警報器を設置することもできます。

**その他**  
〽 のチェックで火災警報器を設置する必要が無かった階で、7㎡(四畳半)以上の居室が5つ以上ある階には、廊下に火災警報器の設置が必要です。

**【販売店】**  
家電量販店、ホームセンターなどで販売しています。